

大町市地域公共交通活性化協議会の設置について

(1) 協議会設置の目的について

- ▶「大町市地域公共交通計画」の作成及び実施に関する協議。

現在、多くの自治体で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営悪化、人材不足等により、地域公共交通の維持・確保が厳しくなっています。

大町市においても更なる人口減少や少子・高齢化の進展、公共交通機関の利用者の減少など将来を見据え、当市のこれから地域公共交通や持続可能な公共交通サービスのあり方等について検討を行うことが必要となっています。

このため市では、平成25年3月に策定した「大町市地域公共交通総合連携計画」(別添：抜粋資料参照)が、公共交通を取り巻く環境が大きく変化する中、策定以降見直しがされていないこと等を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、新たな「大町市地域公共交通計画」を作成するため、協議会を設置します。

(2) 協議会設置要綱について

「大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱」参照。(3~4ページ)

(※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条」に基づき設置。)

■地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年施行_法第59号) (令和2年改正)

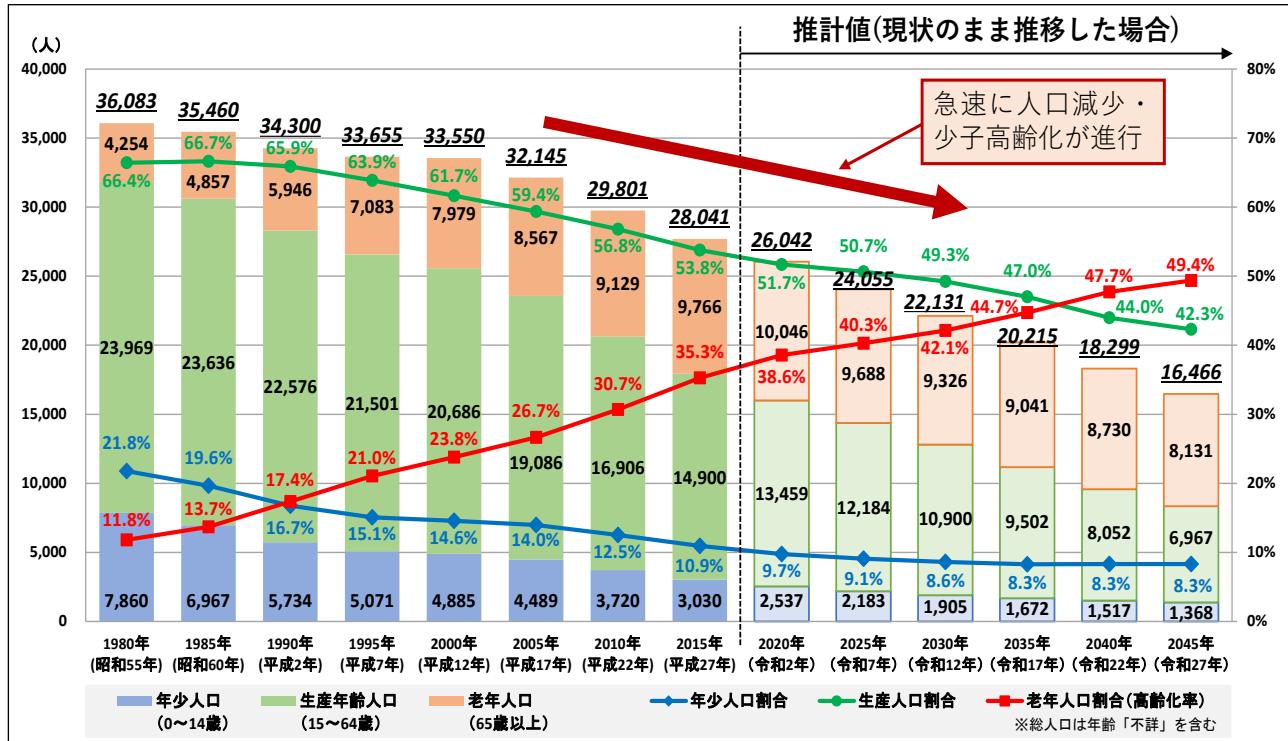
〔目的〕 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための、地域の主体的な取組等を推進する法律。

- 第三章第一節 -

第5条第1項 地方公共団体は、基本方針に基づき、(中略) 地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

第6条第1項 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地方公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

【参考1：大町市の人口及び年齢3区分人口の推移】



出典：[1980～2015年] 総務省統計局「国勢調査」、

[2020～2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

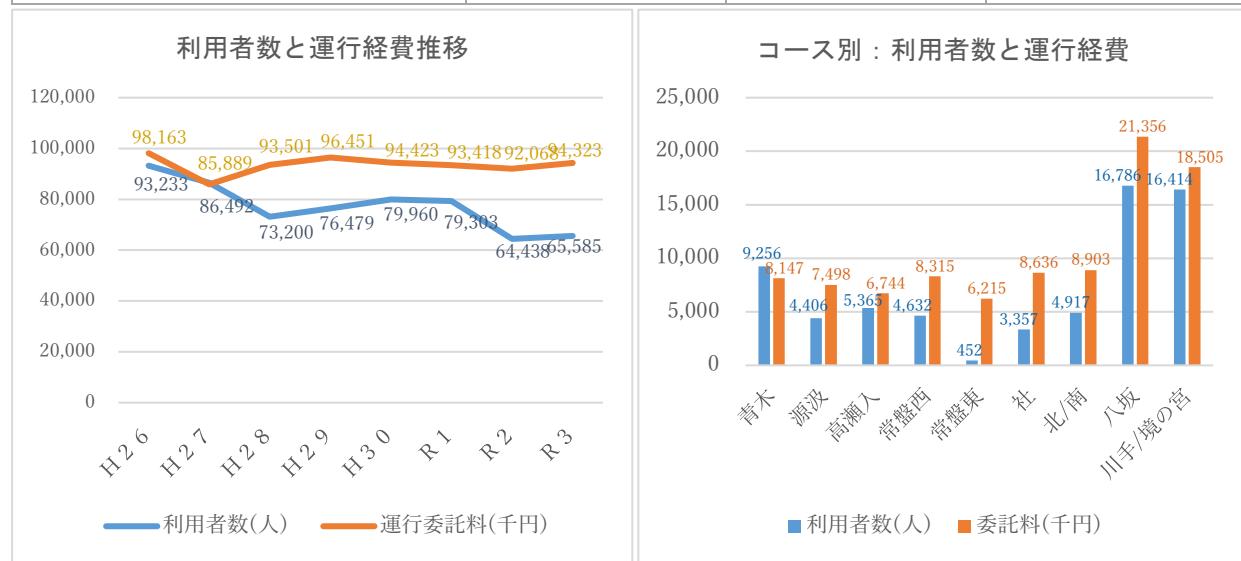
【参考2：市内の公共交通】

■市民バス関係

平成12年から運行開始。現在9コース(11路線)、市内3事業者へ業務委託。

《令和3年度実績》

コース	乗車人数(人)	1便当(人)	委託料(千円)
①平 青木コース	9,256	4.76	8,147
②平 源汲コース	4,406	2.27	7,498
③平 高瀬入コース	5,365	2.76	6,744
④常盤西コース	4,632	2.38	8,315
⑤常盤東コース	452	(1日当) 1.86	6,215
⑥社コース	3,357	1.73	8,636
⑦循環線(北/南コース)	4,917	2.53	8,903
⑧八坂コース	16,786	5.37	21,356
⑨美麻コース(川手/境の宮)	16,414	3.18	18,505
計	65,585		94,323

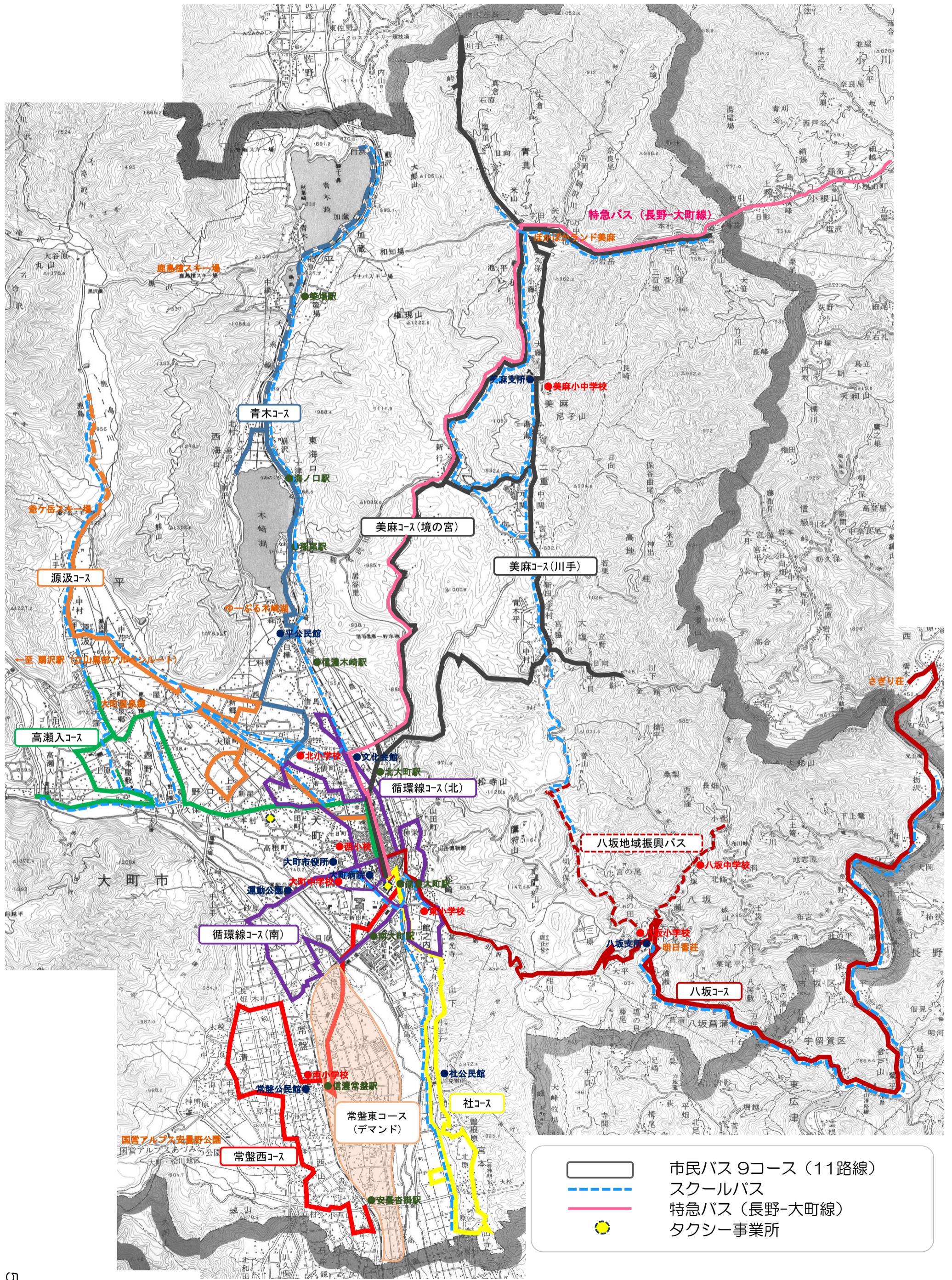


■他の交通関係

- ①鉄道：JR大糸線
- ②バス：
大町-長野間特急バス(雷鳥ライナー)
白馬-長野間特急バス
路線バス 扇沢線
高速バス
- ③タクシー：市内運行事業者2社
- ④その他：
スクールバス(大町中学校、大町北小、大町東小、八坂小中、美麻小中)
観光関連(観光周遊バスぐるりん号、裏銀座登山バス、その他イベント関連)
福祉関連(福祉有償運送サービス、高齢者外出応援号)

【参考3】

■市民バス「ふれあい号」等 路線図



大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条 第1項の規定に基づき、大町市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、大町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画及び交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通計画の作成及び実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係する公共交通事業者
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会に属する者
- (4) 学識経験者
- (5) 地方運輸局職員
- (6) 県職員
- (7) 市職員
- (8) 市民又は地域公共交通利用者の代表者
- (9) 公募による市民
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人以内
- 2 会長、副会長及び監事は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対して、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

6 会長は、会議の内容が軽微の場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

7 会議で決定された事項については、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(検討機関)

第6条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じ協議、調整又は専門的な検討を行うための機関を設置することができる。

2 前項の機関に関し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の運営に要する経費は、大町市負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、総務部情報交通課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱の廃止)

3 大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱(平成23年告示第80号)は、廃止する。

7.1. 市全体の将来像

大町市第4次総合計画における将来像は、「美しく豊かな自然 文化的風薫る きらり輝くおまち」と設定されており、公共交通に関する部分においては、「地域住民の利用しやすい交通体系の構築」と記載されている。

本計画においては、将来的な北陸新幹線の開業や松本糸魚川連絡道路の開通等が公共交通に与える影響を踏まえた上で、地域住民の移動手段の確保と利便性の向上、また、それらを将来的に維持することが重要であると考え、「安心して暮らせる公共交通体系の構築」を目指すものとする。

「地域住民の利用しやすい交通体系の整備」（大町市第4次総合計画）

「安心して暮らせる公共交通体系の構築」

7.2. 基本方針

将来像の実現に向け、以下に示す3つを基本方針の柱とし、次頁以降で公共交通の目標、具体的施策等について検討する。

◆暮らしを支える

近年の全国的傾向として、少子高齢化、核家族化が進行しており、徒歩、自転車以外に外出手段を持たない高齢者等への移動手段の確保・提供が急務となっている。また、大町市内には一部交通空白地帯と呼ばれる、バス停までの距離が遠くバスを利用できないエリアが存在する。これら課題を解消し、住民にとって暮らしやすい公共交通体系の構築を目指すものとする。

◆利便性を高める

市民バスの利用主体となる住民にとって移動しやすいダイヤの編成、ルートの設定を行い、かつ効率的な運行を目指すものとする。また、北陸新幹線の長野～金沢間の延伸や松本糸魚川連絡道路の供用により、観光客の増加も見込み、大町市を訪れる人にとっても利用しやすい公共交通体系の構築を目指すものとする。

◆公共交通を維持する

将来的にさらに高齢化が進行し、公共交通の重要性が増すものと推測されるため、暮らしを支える、利便性の高い公共交通の維持を目指すものとする。そのために、地域の実情に応じた無理のない交通体系を構築し、自動車依存型社会からの脱却を目指すものとする。

7.3. 公共交通の目標

市の将来像を実現するための公共交通の目標を、大町市街地（中心市街地）、市街地周辺（田園・中山間地域）、地域共通の3つに分類し、設定するものとする。

7.3.1. 大町市街地（中心市街地）の目標

- **中心市街地の活性化促進に寄与する公共交通体系の構築**
- **鉄道とバスの接続強化による住民及び観光客の移動円滑化**

現在運行している大町市民バスの見直し・改善により利用者の利便性向上に努めるとともに、鉄道や路線バス等、他の公共交通機関との接続を強化し、利用者となる住民や観光客等の移動の円滑化を図る。

また、それらの施策の実現により、信濃大町駅を中心とした中心市街地の活性化に寄与する公共交通体系の構築を目指す。

7.3.2. 市街地周辺（田園地域・中山間地域）の目標

- **公共交通の継続的運行による高校生・高齢者等交通弱者の移動手段確保**
- **交通空白地帯の解消や住民要望に配慮した公平な公共交通サービスの提供**

自動車の運転免許を持たない、もしくは自由に使用できる自動車を持たない、高校生や高齢者等交通弱者の移動手段の確保を最優先事項とし、将来的に継続していくことを目標とする。

また、現状で大町市民バスにより概ね居住者の存在する地域はカバーされているが、一部交通空白地帯と呼ばれる、バスを利用したくても歩いて行ける距離にバス停がない、もしくはバス路線が近くを通らない、などの理由によりバスを利用できない地域が存在する。こういった交通空白地帯の解消や住民要望に配慮し、住民にとって公平なバスサービスの提供を目指す。

7.3.3. 地域共通の目標

- 大町市民バスの利用促進（系統別数値目標参照）
- 市内公共交通運行主体との連携による情報共有化の仕組みの構築
- 地域間交流の促進に寄与する公共交通体系の構築

現在、高校生や高齢者の移動手段となっている大町市民バスの見直し・改善により、効率的かつ利便性の高い公共交通体系の構築を目指すとともに、ソフト施策等の充実により利用促進を目指す。

また、大町市各課の公共交通運行主体と横の繋がりの連携を図り、ターゲットとする客層を明確化・分担し、利用者要望等を共有化する仕組みの構築を図る。さらに、近隣市町村や他の公共交通機関との連携を強化することで地域間交流の促進に寄与する公共交通体系の構築を目指す。

＜系統別 1便当たり利用者の目標値＞ (人/便)

	平コース				常盤コース		社 コ ース	上 原 の 湯	八坂コース		美麻コース	
	青木	源汲	木崎	高瀬入	清水	西山	宮本		八坂	山手	川手	境の宮
H23 実績	5.8	5.3	10.1	10.5	3.5	6.6	3.9	4.3	11.6	1.1	11.3	2.1
目標値	6.0	5.0	10.0	10.5	3.5	6.5	4.5	4.0	11.5	1.0	12.0	2.0
	微 増	維 持	維 持	維 持	維 持	維 持	増 加	維 持	維 持	維 持	微 増	維 持

7.3.4. 地域公共交通基盤整備の目標

- 北陸新幹線（長野一金沢間）の開業に向けた長野新幹線駅へのアクセス強化
- 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の整備促進

平成 26 年度には北陸新幹線が金沢まで延伸されることにより、観光をはじめとする交流人口の拡大など大幅な時間距離の短縮効果を地域振興につなげるため、長野新幹線駅へのアクセスを充実させる必要がある。

このため、特急路線バス「長野一大町線」の一層の活性化を目指す。

また、高規格幹線道路が存在しない大北地域においては、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」は、日本海側と長野県中信地域、更には首都圏等を結ぶ日本有数の観光地を縦走する観光交流路線として、また、災害時においては、太平洋側と日本海側との輸送機能を確保するための重要な路線であることから、整備促進に積極的に取り組む。